

## 新潟県地域医療構想の推進について（案）

### 1. 目的

今後の人口構造の変化や、それに伴う疾病構造の変化等に対応し、各地域の実情に沿った医療・介護サービスの提供体制を将来にわたって確保する。

### 2. 目標

地域医療構想調整会議において構想区域ごとに「目指す医療提供体制の姿」を明確化し、継続して行う協議や情報共有の結果を随時反映していくサイクルを確立する。

### 3. 現状・課題

- ・ 目標の設定や実現に向けた地域医療構想調整会議の運営や協議の進め方について、具体的なイメージが定まっていない
- ・ 協議を進めるにあたり、病床機能報告等の情報を十分に活用できていない
- ・ 地域の実態や協議内容に即した地域医療介護総合確保基金（以下「基金」という。）事業になっていない

### 4. 今後の対応

- (1) 具体的な協議の進め方のイメージを示し、地域医療構想調整会議を運営する地域機関や関係者との共通認識を形成する
- (2) 協議を行うために必要なデータを洗い出し、病床機能報告等の情報を活用する
- (3) 病院の担う役割と将来の病床機能の姿を整理し、各構想区域において目指す医療提供体制の姿をとりまとめる
- (4) 基金を有効活用し、目指す医療提供体制の姿を実現するための取組を実行する

### 5. 目指す医療提供体制の姿をとりまとめる際の視点

- ・ 各構想区域における分野別の医療機能について、個別の医療機関（病院）は現在どのような役割を担っており、将来的に期待される役割は何か →厚労省WG整理の①
- ・ 各圏域において「(高度)急性期」「回復期」「慢性期」の機能別の病床数はどのように推移し、将来的に求められる姿はどのようなものか →厚労省WG整理の②  
(※合わせて、「在宅医療等」の充実についても検討が必要)

### 6. 具体的な取組内容

- (1) 単年のスケジュールに加え、中期（3年）のロードマップを作成
- (2) 現状を整理（把握）するために、病床機能報告等の情報を活用しながら病院との個別意見交換を実施
- (3) 目指す医療提供体制の姿のとりまとめに向け、各構想区域において地域医療構想調整会議を開催・運営
- (4) 医療機関（病院）の役割分担や機能分化に資する基金事業を実施

# 新潟県地域医療構想の推進(目指す姿のとりまとめイメージ)

## 「地域医療構想の進め方に関する議論の整理」(厚生労働省)

- 都道府県は、毎年度、地域医療構想調整会議において合意した具体的対応方針をとりまとめること。
- 具体的対応方針のとりまとめには、
  - ① 2025年を見据えた構想区域において担うべき医療機関としての役割
  - ② 2025年に持つべき医療機能ごとの病床数を含むこと。
- 平成30年度以降の地域医療介護総合確保基金の配分に当たっては、具体的対応方針のとりまとめの進捗状況を考慮する。



基金を有効に活用しながら、本県における医療提供体制の構築を進めるため、具体的対応方針をとりまとめしていく。

## 新潟県における具体的対応方針＝「目指す医療提供体制の姿」

### 病院の担う役割のとりまとめ

- ・各構想区域において個別の医療機関(病院)が担う役割(分野ごとの医療機能)を整理
- ・一般病床又は療養病床を有する医療機関における「今後の事業計画(プラン)」を共有し、担う役割(分野ごとの医療機能)を確認

### 将来の病床機能の姿のとりまとめ

- ・病床機能報告等の情報を活用し、経年変化も含めて、各構想区域の現在の姿と将来の姿を整理
- ・機能別の病床数のほか、病床の稼働状況や入院患者数、施設基準の届出状況等についても確認

※ 医療機関(病院)の自主的な取組等を通じて、機能分化や連携を進めていくためにとりまとめるものであり、調整会議における協議や情報共有の結果を随時反映していくもの。

# 新潟県地域医療構想の推進(病院の担う役割のイメージ)

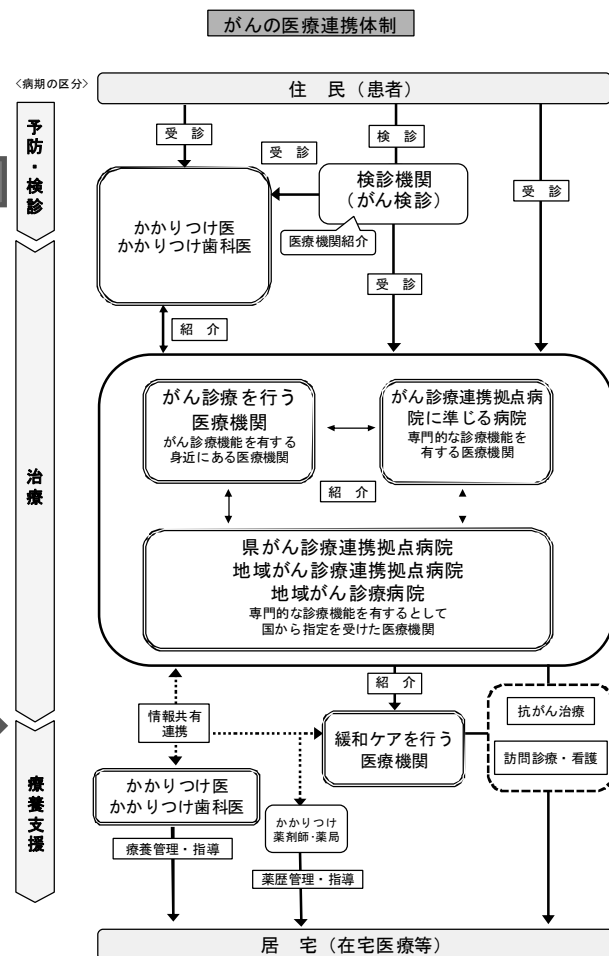
## 平成30～32年度の取組

- 毎年度、各構想区域において「病院の担う役割」を整理し、とりまとめる。
- 各構想区域の個別の医療機関(病院)が担う役割を、5疾病・5事業及び在宅医療等の分野ごとの医療機能の観点からとりまとめるもの。
- 民間医療機関についても、「今後の事業計画(プラン)」等の共有を通じて、担う役割(分野ごとの医療機能)を確認。

- ・既存の医療機能調査結果
- ・「新公立病院改革プラン」
- ・「公的医療機関等2025プラン」
- ・民間医療機関の「今後の事業計画(プラン)」
- ・病院との個別意見交換 など

調整会議での協議や医療機関(病院)の自主的な取組等

分野ごとに、各医療機能を担う病院名をプロット



# 新潟県地域医療構想の推進(将来の病床機能の姿のイメージ)

## 平成29年度までの取組

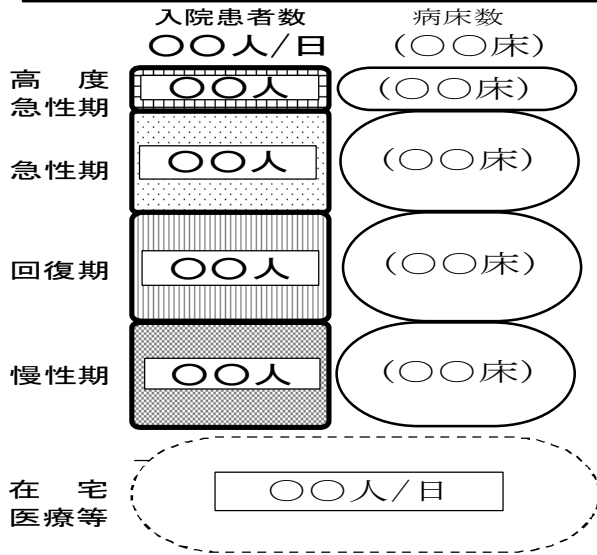
- 地域医療構想の策定。(将来(2025年)の入院患者数(需要)と病床の必要量を推計。)
- 地域の現状や課題等を把握するため、病院や都市医師会との意見交換、基金事業の提案募集、地域医療構想調整会議の開催(年3回程度)を実施。



## 平成30～32年度の取組

- 病床機能報告等の情報を活用しながら、毎年度、各構想区域における経年変化と「将来の病床機能の姿」を整理し、とりまとめる。
- 各構想区域の医療提供体制の姿を、病床機能の観点からとりまとめるもの。
- 機能別の病床数のほか、病床の稼働状況や入退院患者数、施設基準の届出状況等についても確認。

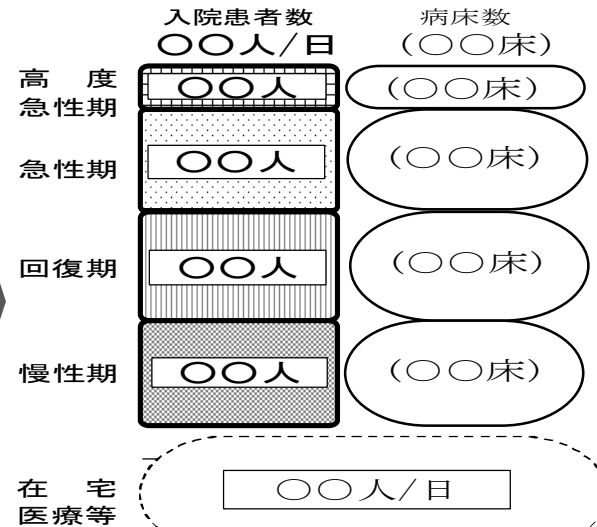
### 病床機能の推移と現状: 20XX～20XX年



- 【平成30年度の取組】**
- ①現状把握(病床機能、役割)
  - ②病院との意見交換
  - ③基金の提案(仮)
  - ④病院の担う役割、将来の病床機能の姿のとりまとめ
- 【平成31年度の取組】**
- ③基金の提案(役割分担・機能分化・連携)
  - ④病院の担う役割、将来の病床機能の姿のとりまとめ
- 【平成32年度の取組】**
- ③基金の提案(役割分担・機能分化・連携)
  - ④病院の担う役割、将来の病床機能の姿のとりまとめ

協議等の結果を随時反映

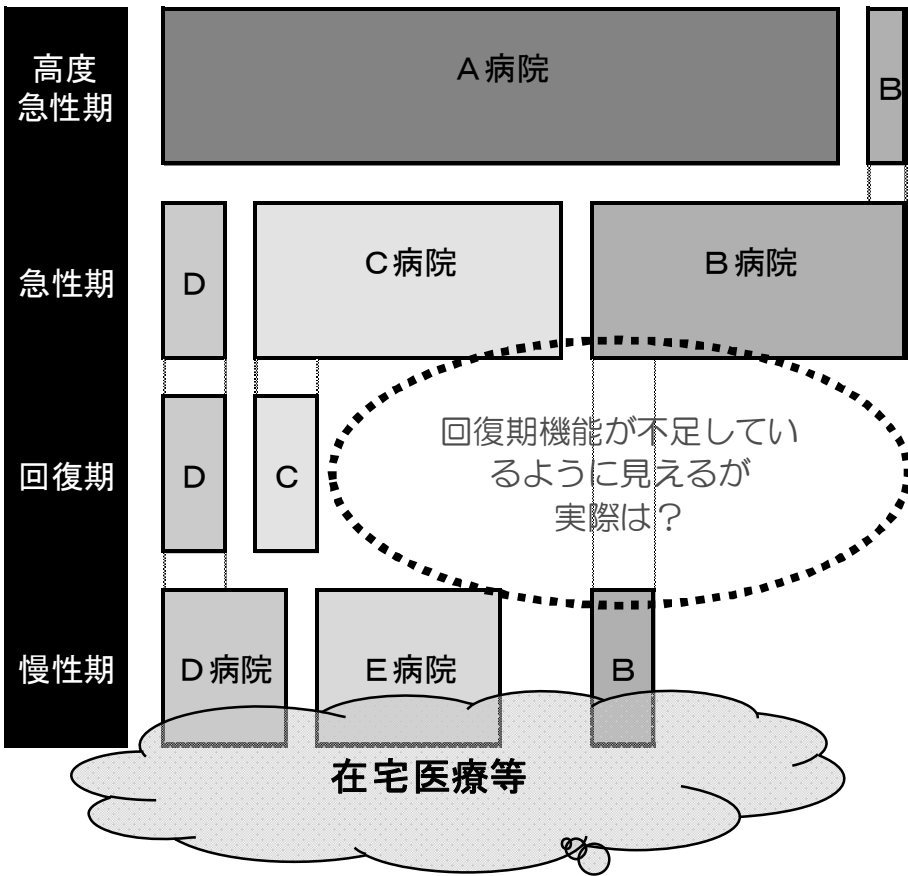
### 将来の病床機能の姿: 20XX年



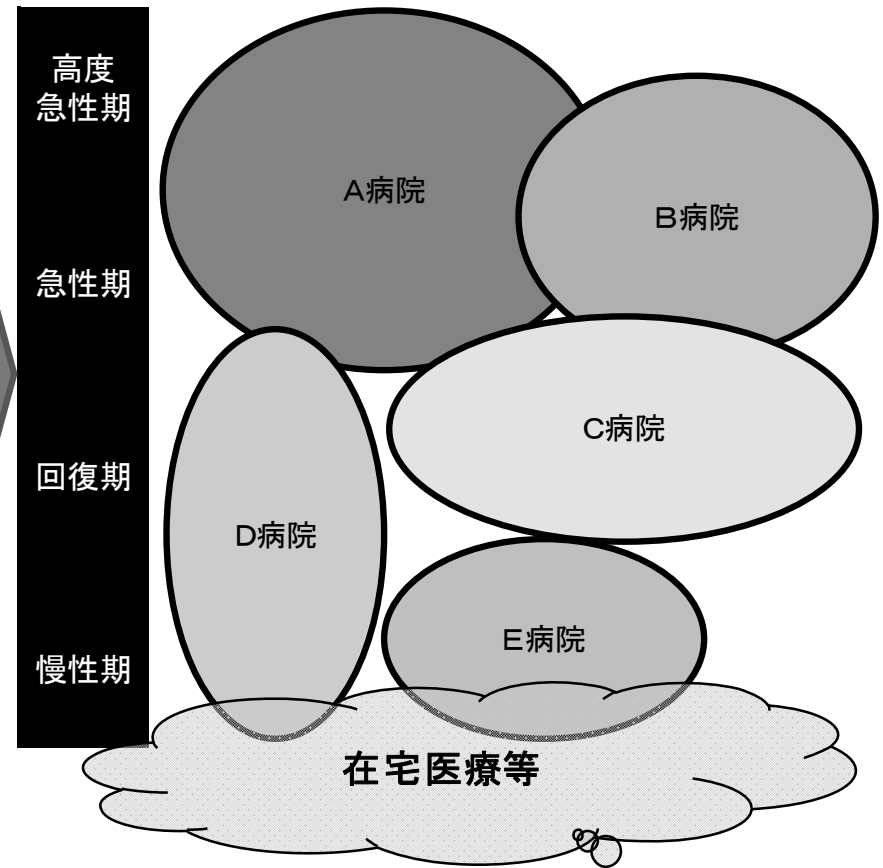
※ 地域医療構想の「病床の必要量(2025年の推計値)」の数字に合わせる事が目的ではない。

# 新潟県地域医療構想の推進(将来の病床機能の姿のイメージ)【たたき台】

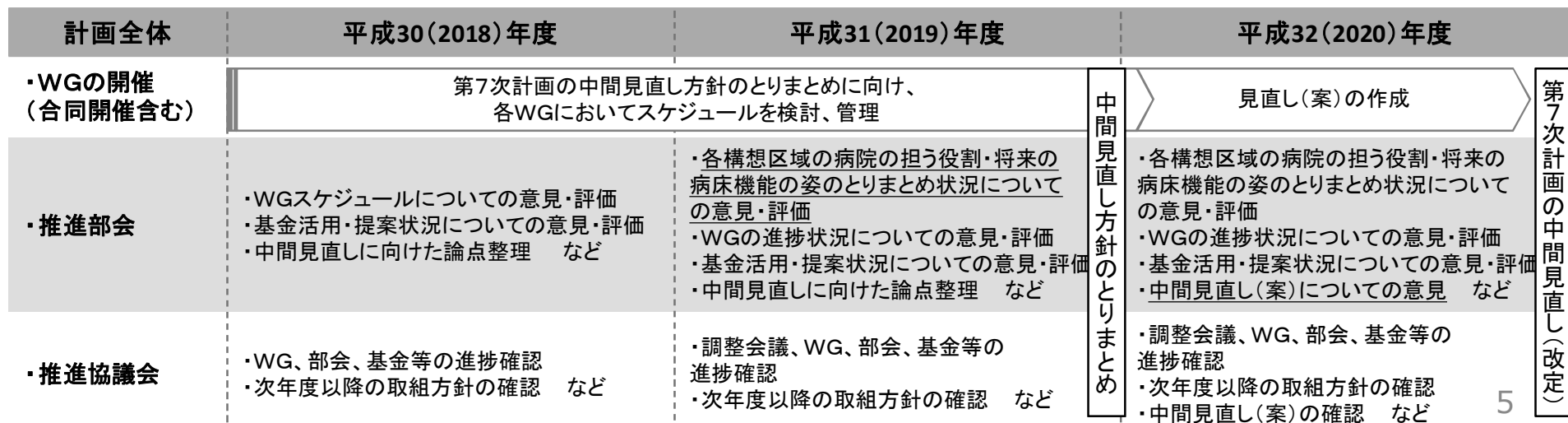
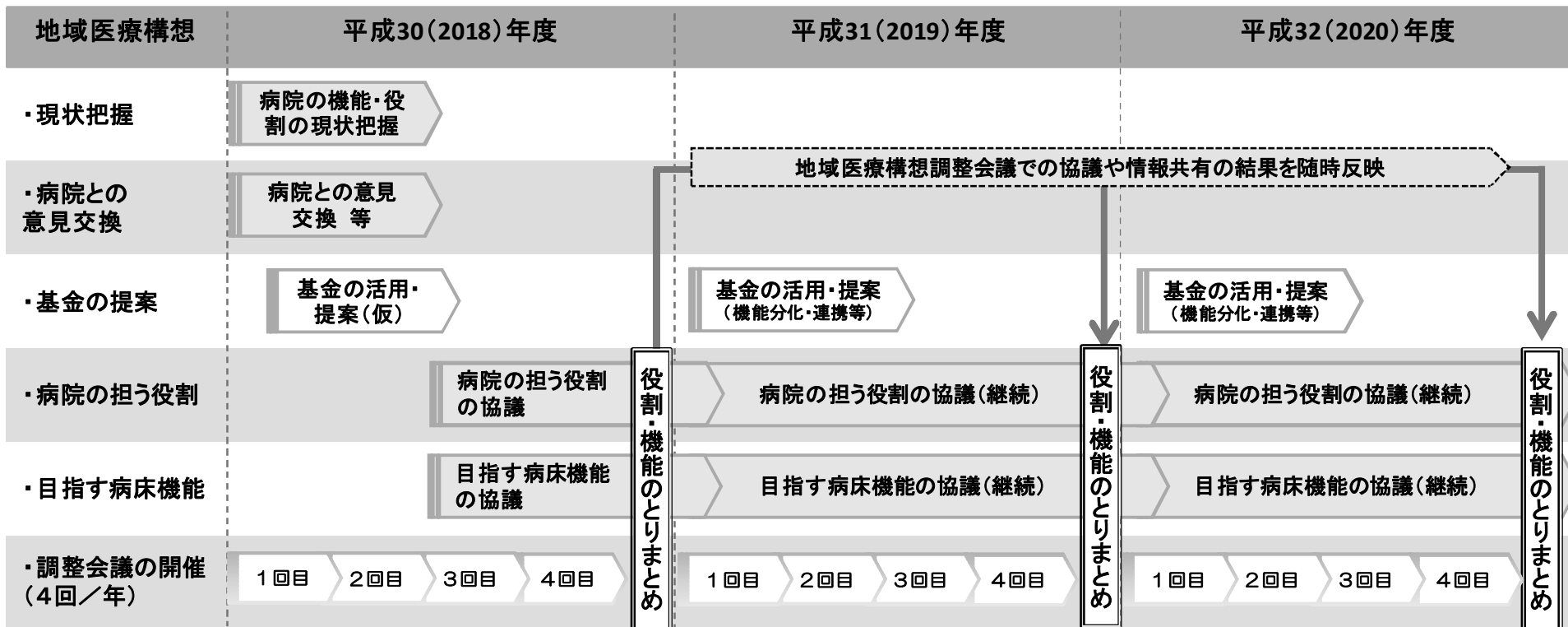
《現状》 (病床機能報告)



(機能分化が進んだイメージ)

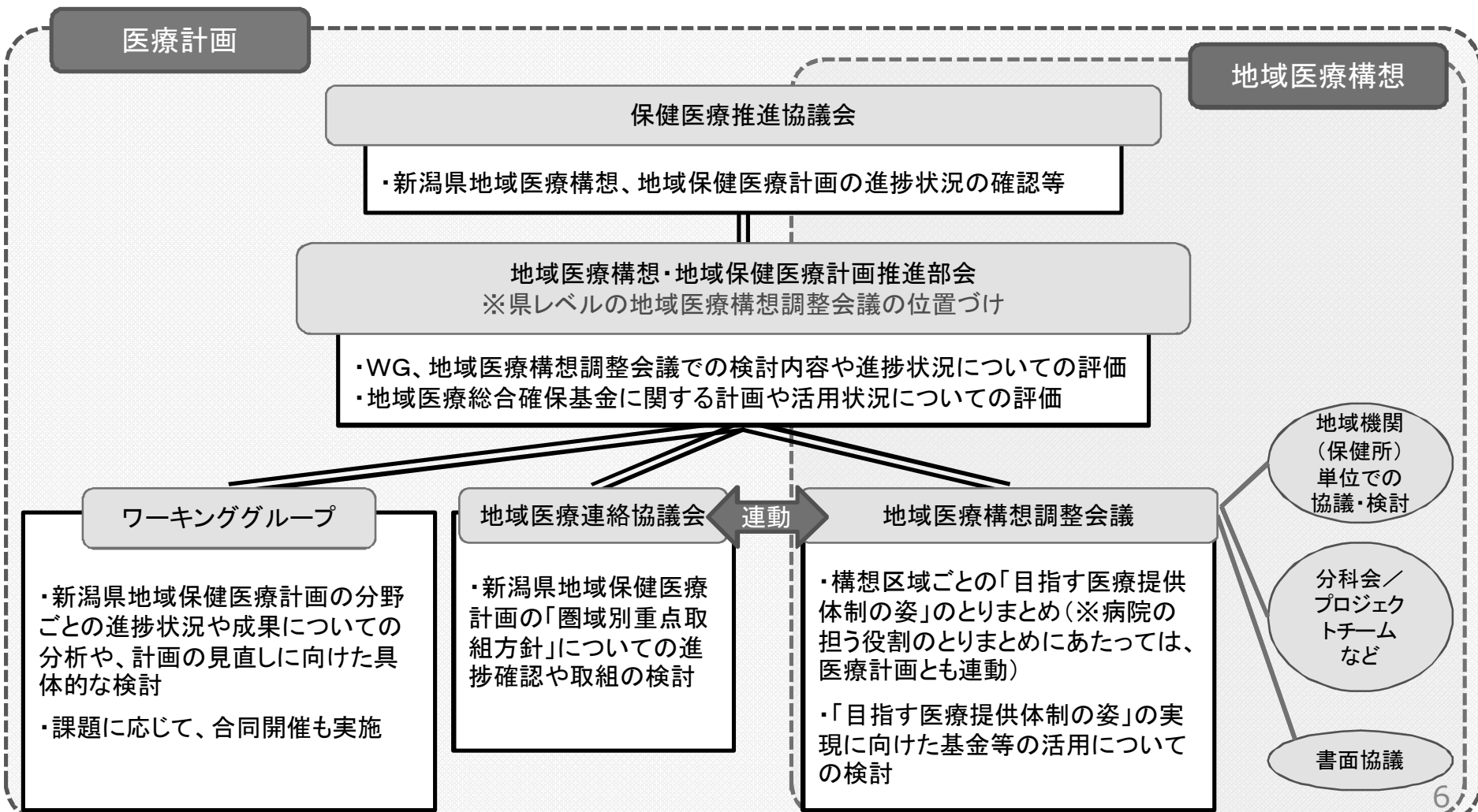


# 新潟県地域医療構想・医療計画推進のロードマップ(イメージ)



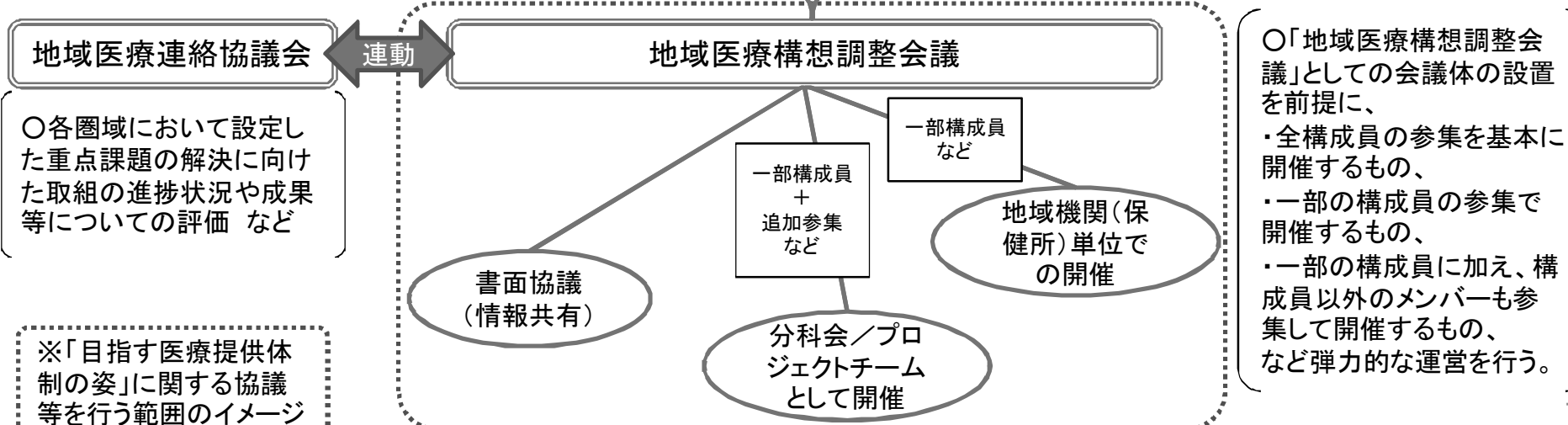
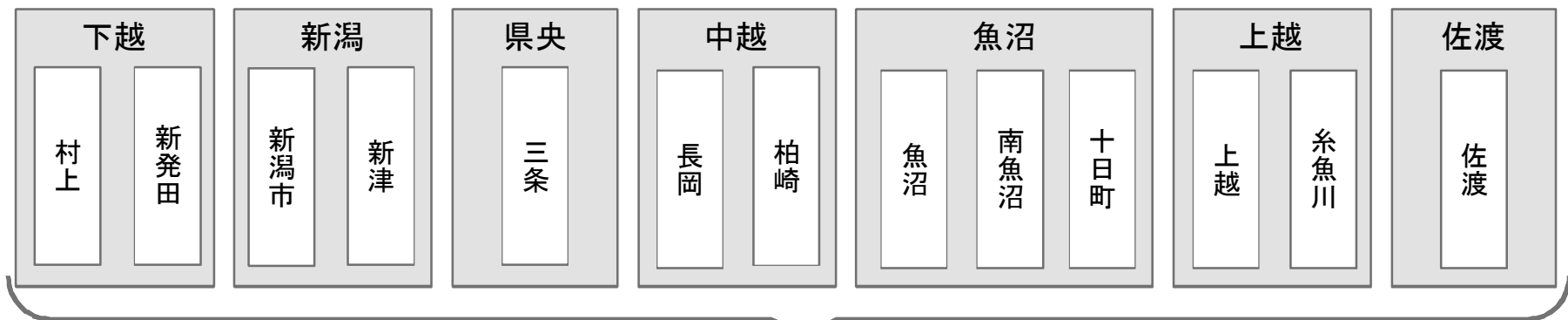
# 新潟県地域医療構想・医療計画の推進(基金活用含む)体制について

- 保健医療推進協議会の専門委員会が、地域保健医療計画及び地域医療構想の推進に向けて全体を総括。
- 計画の推進について、分野ごとの進捗状況や成果等の分析を行うとともに、医療連携体制の構築に向けた検討を継続するため、専門家を交えた14のワーキンググループを常設とする。
- 構想の推進について、圏域ごとの「目指す医療提供体制の姿」のとりまとめと実現に向けて、地域医療構想調整会議において「病院の担う役割」や「将来の病床機能の姿」、基金等の活用について継続的に協議。



# 新潟県地域医療構想・医療計画の推進(基金活用含む)体制について

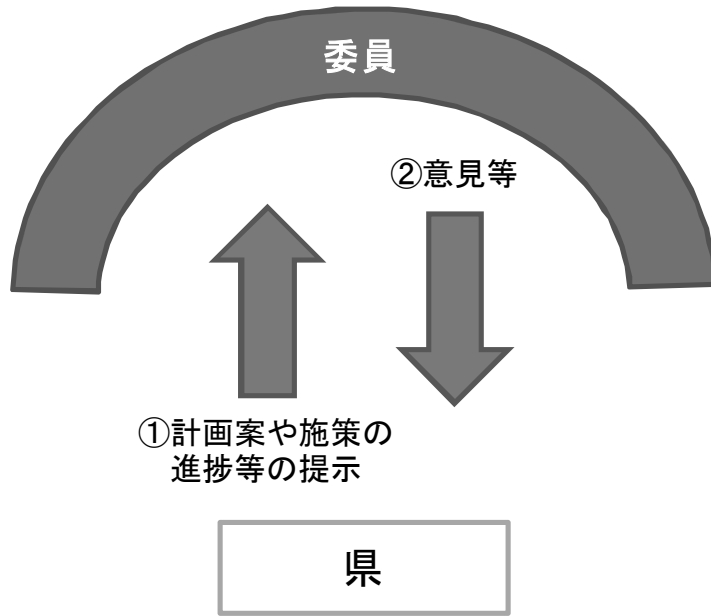
- 地域医療構想調整会議と地域医療連絡協議会は性格が異なることから、それぞれ役割を明確にするため、別個のものとして整理する。
- 地域医療構想調整会議は、地域の医療機関をはじめとする関係者間で協議を行い、相互に調整を図る場であり、主に、「目指す医療提供体制の姿」のとりまとめに向けた協議や、「目指す医療提供体制の姿」を実現するための基金の活用等について検討を行う。
- 地域医療構想調整会議は、協議や検討の内容に応じた分科会のような形態で開催したり、参集する構成員の範囲を柔軟に変更したりするなど、弾力的に運営する。





# 福祉保健部が考える地域医療連絡協議会と地域医療構想調整会議のイメージ

## 地域医療連絡協議会



### 【役割】

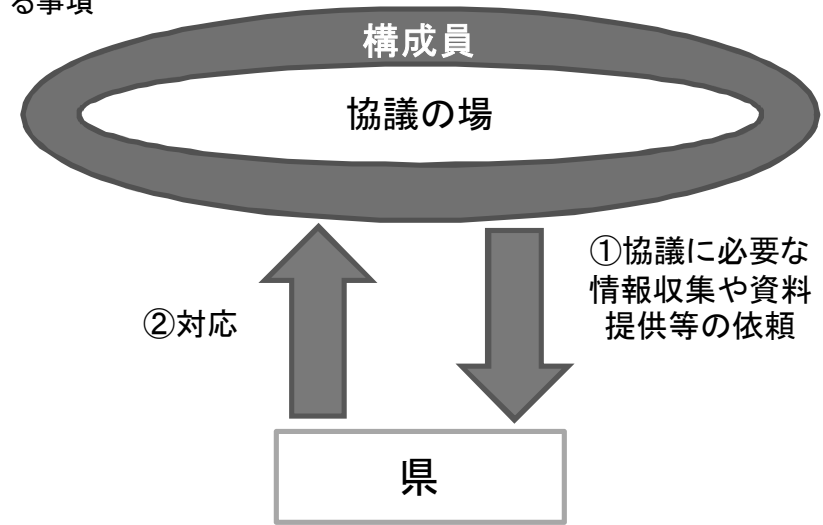
- ・医療計画の推進や進行管理に関する協議
- ・医療連携推進のための協議

### 【設置根拠】

- ・医療計画作成指針(厚生労働省医政局長通知)
  - (2) 作業部会及び圏域連携会議の設置
 また、必要に応じて圏域ごとに関係者が具体的な連携等について協議する場(以下「圏域連携会議」という。)を設置する。
  - ② 圏域連携会議
 圏域連携会議は、各医療機能を担う関係者が、相互の信頼を醸成し、円滑な連携が推進されるよう実施するものである。

## 地域医療構想調整会議

- ・入院機能(一般病床及び療養病床)に関する事項
  - ・在宅医療等の充実に関する事項
- ⇒
- ・目指す医療提供体制の姿のとりまとめ
    - ①病院の担う役割
    - ②将来の病床機能の姿



### 【役割】

- ・医療機関の自主的な取組を基本とした、将来の医療・介護提供体制の確保に向けた病床の機能分化・連携や在宅医療等の充実に関する継続的な協議

### 【設置根拠】

- ・医療法第30条の14第1項
 

都道府県は、構想区域その他の当該都道府県の知事が適当と認める区域ごとに、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者との協議の場を設け、関係者との連携を図りつつ、医療計画において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の地域医療構想の達成を推進するために必要な事項について協議を行うものとする。